

定期巡回ステーション光楽苑

(連携型) 介護報酬単位表

令和4年10月1日変更

要介護度	基本報酬単位 (訪問介護)	基本報酬単位 (訪問看護)	通所介護などを利用し た場合の減算	短期入所生活介護を利用した場 合の減算 (月途中から含む)
要介護1	5,697	2,954	62単位/日	187単位×在籍日数
要介護2	10,168		111単位/日	333単位×在籍日数
要介護3	16,883		184単位/日	554単位×在籍日数
要介護4	21,357		233単位/日	700単位×在籍日数
要介護5	25,829	3,754	281単位/日	847単位×在籍日数

※利用料は、1か月ごとの定額払いです。(合計単位数に地域単価、10,21円を乗じます)

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬(介護サービス費)に0.1%上乘せとなります。

※「初期加算」について

利用開始から、30日間について加算されます。1日30単位が加算されます。30日を超える病院等への入院後にサービスを利用再開した場合も同様になります。

※「訪問看護サービス」について

当事業所は連携型になります。「訪問看護ステーション輝楽苑」と連携体制を整えております。

特別管理加算(Ⅰ) 500単位/月 特別管理加算(Ⅱ) 250単位/月

退院時共同指導加算 600単位/月 ターミナルケア加算 2,000単位/死亡月

緊急時訪問看護加算 574単位/月

※「通所介護、短期入所者生活介護」について

通所介護、短期入所者生活介護をご利用になった場合は、それぞれのサービスで介護報酬が算定されます。

※「その他の加算」について

総合マネジメント体制強化加算 1,000単位

同一建物に居住する利用者に対するサービス提供減算 600単位

サービス提供体制強化加算Ⅰ 750単位/月

介護職員処遇改善加算(基本報酬+各種加算)×13.7%

介護職員等特定処遇改善加算(基本報酬+各種加算)×6.3%

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算×2.4%